

入札監理小委員会
第348回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第348回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年11月4日（火）17:06～19:23

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 警察大学校の管理・運營業務（警察庁）
- 文化庁メディア芸術祭の企画・運営（文化庁）
- 海外映画祭出品等支援事業（文化庁）
- 薬物乱用防止啓発訪問事業（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、清水専門委員、石田専門委員、小松専門委員

（警察庁）

警察大学校教務部会計課 佐藤課長補佐、小澤専門職

（文化庁）

文化部芸術文化課支援推進室 石垣室長
文化部芸術文化課メディア芸術交流係 横尾係長
文化部芸術文化課メディア芸術振興係 中臺主任

（厚生労働省）

医薬食品局監視指導・麻薬対策課 藤沼課長補佐、
医薬食品局監視指導・麻薬対策課啓発推進係 加藤係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第348回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「警察大学校の管理・運營業務」「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」「海外映画祭出品等支援事業」「薬物乱用防止啓発訪問事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、「警察大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、警察庁警察大学校教務部会計課佐藤課長補佐より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○佐藤課長補佐 警察大学校会計課の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、1番目として、事業評価を踏まえた対応について御説明をしたいと思います。本事業について、今回、良好な実施状況にあることを評価いただいたところでございます。ありがとうございました。

次期事業についても、民間競争入札を実施することが適当であり、事業に当たりましては、早期に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うよう御意見を頂戴いたしました。当校は警察庁の附属機関であることから、統括します警察庁に対して、外部有識者等によるチェック体制の整備の検討を現在お願いしているところでございます。

2番目として、前回事業からの主な変更点でございますが、資料A-2の8ページですけれども、契約期間を3年から5年に延長してございます。

3.として、「入札参加資格要件に関する事項」ですが、1つ目として、資料A-2の8～9ページですが、共同事業体の体制の明確化（統括管理責任者の設置等）について記載をしております。

2番目として、全省庁統一資格「役務の提供等」の等級に係る見直し。これは9ページです。

3番目として、過去の履行実績を入札参加資格要件から削除したところでございます。これが10ページです。

4番目の「その他」として、表現の明確化。2つ目として、標準例に合わせた記載内容に変更してございます。

5番目として、意見の公募（パブリックコメント）の結果についてでございます。平成26年10月2日から10月16日までの間、意見の募集を行いまして、2者5件の意見が寄せられたところでございます。意見を踏まえて、必要な修正を実施いたしました。これは資料A-3でございます。

主な変更点ですが、受付・警備従事者の年齢制限引き上げ。これは60歳から65歳に引き上げたところでございます。

2つ目として、名簿の提出者の明確化ということで、統括責任者を統括管理責任者、副統括管理責任者、各業務の責任者、仕様の要件を満たす有資格者という形で表現をさせていただいております。

3つ目として、警備業務従事者の資格の見直しでございまして。都道府県公安委員会の

認定・防火管理者講習修了者とございましたが、それを、防災センター要員講習修了者、自衛消防技術認定者等に変更してございます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問・御意見のある先生方は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

基本的に、冒頭にも御紹介いただきましたけれども、事業評価については特に問題ないということで、本来であれば、新プロセスと申しますか、この小委員会の手を放れるという感じですが、残念ながら、チェック体制がまだでき上がってないということでございますので、また、おつき合いをいただくということだと思えます。

そのほか、基本的に、等級の見直し等でハードルを下げたというか、そういう御工夫もいただいておりますし、それから、記載についても明確化ということで、いろいろ御工夫をいただいたと我々聞いてございます。

このほか、何か先生方でお気づきの点ございますか。

1点だけ、契約期間が5年になるということで、実は、ほかの案件等でも、要は、今、要員確保に苦戦をするような景気動向でございまして、果たして5年という比較的長い期間で引き受けてくださるところがあるかというのは、若干心配ではあるのですが、この点は、幾つかの想定されるような業者さんに、5年でも大丈夫かといったような御質問というかインタビューみたいなことをなされたことはございますか。

○佐藤課長補佐 これは、私どもの担当から、3年から5年に変更することについては、私どもの一つの理由は、設備機器の長期改修計画の策定が立てやすいというのが官側の意見でございまして。もう一つは、委託業者におかれましても、人員配置の計画が立てやすいというような御意見は頂戴してございます。

○稲生主査 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

5年で本当に行けるかどうかは、実際やってみないとわからないところではございますけれども、パブコメのときには特にないわけですね。期間が長過ぎるとかいう御意見はないということですね。

ぜひ、いろいろと広く周知いただいて、複数の業者さんが応募いただけるように御工夫をまたいただければと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

小松先生いかがでしょうか。

○小松専門委員 特にないです。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものといたしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと存じますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後の実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、警察庁におかれましては、実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（警察庁退室、文化庁入室）

○稲生主査 続きまして、「文化庁メディア芸術祭の企画・運営」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課支援推進室石垣室長より御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いします。

○石垣室長 文化庁の石垣でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、お手元資料の「文化庁メディア芸術祭の企画・運営民間競争入札実施要項」について御説明申し上げます。

基本的には、実施要項の標準例、それと、他の事業等を見させていただきまして、それに倣ってつくっているというような状況でございます。

1枚めくって1ページ目です。「文化庁メディア芸術祭の企画・運営 民間競争入札実施要項」でございます。

1として「趣旨」です。第2段落目になります。文化庁は公共サービス改革基本方針別表において民間競争入札の対象として選定された「3文化庁メディア芸術祭の企画・運営」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとなっております。

なお書きということで、本事業が対象とする「メディア芸術」とはということで、デジタル技術を用いてつくられたアート作品、エンターテインメント作品、アニメーション作品、マンガ作品ということで、このメディア芸術では4部門を対象にしています。

2です。「文化庁メディア芸術祭の企画・運営の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」で、まず（1）として「文化庁メディア芸術祭の目的」で、当該事業については、整理合理化計画の中で1年間という形になってございますので、27

年度は第19回でございますので、平成27年度第19回文化庁メディア芸術祭ということで、高い芸術性と創造性を持つ優れたメディア芸術作品を顕彰し、受賞作品の展示・上映及びトークイベント等の関連イベントを実施する受賞作品展を開催する事業であるということが、この事業の目的でございます。

(2)として「業務の概要」で、①として「実行委員会事務局の設置・運営」。それから、2ページ目ですが、②から⑨まで、こちらに事業概要がございます。

(3)として「民間競争入札の対象となる文化庁メディア芸術祭の企画・運営の詳細な内容」で、業務期間については、平成27年4月1日から年明けの28年3月31日まで、これは整理合理化計画で決められた期間でございます。

業務内容として、アとして「業務実施上の留意点」で、a)として、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等を明確にし、文化庁に報告すること。b)として、業務ごとの企画・作業方針、スケジュール、予算配分を4月中に策定し、文化庁と協議のうえ、実施すること。

以下、c)からf)までをこちらで記載しています。

次のページです。イとして「実行委員会事務局の設置・運営に関する業務」で、4行目のはじめのほうになりますが、開催に必要な企画、運営、事務等を行うため、民間事業者の会社等に実行委員会事務局を設置し、以下の業務を行うということで、まずa)ですが、業務従事者の実績、専門的知見等を考慮した上で、適切な人員を配置し、実行委員会事務局を設置するというので、以下、b)からf)に業務を記載しています。

次がウですが、「コンテストの開催に関する業務」で、2行目になりますが、文化庁メディア芸術祭実施要項に基づき作品を募り、各賞と審査委員会推薦作品を選出し、併せて審査委員会の推薦により功労賞を選出するため下記の業務を行うということで、まずa)として、コンテストの開催に関する実施計画作成業務で、コンテストの実施計画を企画するというので、26年度については、先ほど申しました分野のアート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの4分野について公募をさせていただきました。応募数は3,853件、内海外から1,818件、71か国地域という感じになってございます。賞ですが、大賞各分野1作品、優秀賞4作品、新人賞4作品、功労賞1人という形になってございます。

以下、b)の「コンテストの開催に関する実施スケジュールの作成」、次のページのc)からg)、それと、5ページ目の頭でございますh)の「受賞作品と功労賞実績に関する情報と講評の収集」までを業務内容として記載しています。

エとして、「受賞作品展の開催に関する業務」で、各賞の受賞作品等の展示・上映・実演、シンポジウムやワークショップ等の関連イベントを併せて実施する受賞作品展を国立新美術館と他会場で開催するため以下の業務を行うということで、a)として「受賞作品展の実施計画作成業務」で、過去実績に基づき、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供し、メディア芸術の理解・普及を促すための具体案を作成することでございます。今年の受賞作品展ですが、平成27年2月4日から15日まで、六本木にございます国立新美術館、そ

の他を会場として実施することにしてございます。25年度の入館者実績は、13日間で56,780人という形になってございます。

以下、b)の「実施体制の確立・運営」、以下、c)、d)、次のページのe)、f)、g)、次のページのh)「内覧会の開催」、i)として「関連イベントの企画・実施」、j)として「出展リスト及び開催プログラムの制作・発行」。次の8ページですが、k)として「受賞作品の出展・出演者等の宿泊及び交通の手配」、l)として「受賞作品展の運営」、9ページの頭まで、こちらのほうで業務内容を記載しています。

次がオです。「贈呈式及び祝賀会の開催に関する業務」で、コンテストの各賞を贈呈する贈呈式及び祝賀会を開催するため下記の業務を行うということで、a)として「贈呈式及び祝賀会の実施計画作成業務」で、文化庁メディア芸術祭の受賞作品展前日に開催する贈呈式及び祝賀会に関する実施計画を企画する。以下、b)の「実施体制の確立・運営」、c)、d)、次のページのe)の「会場運営」まで、こちらで具体的な業務について記載しています。

次がカでございます。「文化庁メディア芸術祭の宣伝・広報に関する業務」で、作品募集に関する告知や受賞作品の発表に伴う記者発表会の実施、受賞作品展の案内を行うための広報活動を実施するというので、a)として「文化庁メディア芸術祭の宣伝・広報に関する実施計画作成業務」で、過去実績に基づき、作品募集のための周知、受賞作品の発表、受賞作品展の開催に関する情報提供について具体案を作成することとしています。

済みません。ここで、「なお、」「なお、」が2つ続いていますので、最初のところを「また、」にさせていただいて、「また、作成にあたっては」とさせていただきたいと思っています。恐縮でございます。申し訳ございません。

b)として「作品募集に関する広報活動」、次のページですが、c)として「受賞作品等を発表する記者発表会の実施」、e)として「受賞作品等の発表に関する広報活動」、f)として「受賞作品展の開催に関する宣伝・広報活動」、次のページですが、g)として「受賞作品展を紹介する報道関係者向け内覧会の実施」、h)として「広報用データの管理」について、具体的な業務を記載しています。

キ「受賞作品集の制作・発行に関する業務」は、カタログ「受賞作品集」を制作し、受賞作品展前日までに発行するため以下の業務を行うという形で、a)として「編集・制作体制の確立」、b)として「作品情報の収集」、c)として「実行委員会による挨拶・総評・講評の収集」の業務を具体的に記載してございます。

14ページ作品集の表記は、全て日・英のバイリンガルという形で表記しています。

e)「受賞作品集の発行・販売」、ク「文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運用及び保守管理」で、作品募集に関する案内と応募作品の受付、受賞作品の発表、受賞作品展の案内を行うための文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトを企画・構築し、運用及び保守管理を行うため下記の諸業務を行います。文化庁メディア芸術祭については、ウェブサイトで申込したものも可能としてございますので、こういったものを活用しながら実施しているという状況です。

a)として「文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトに関する実施計画作成業務」で、過去実績に基づき、フェスティバルサイト、エントリーサイトの構築と運用及びアーカイブサイトの運用について具体案を作成することということで、次のページ、b)の「サーバー環境の確保」から、f)の「アクセス解析」まで、こちらに業務内容を記載しています。ケ「文化庁メディア芸術祭等関連事業との連携に関する業務」は、文化庁メディア芸術祭地方展。これはメディア芸術祭で受賞した作品を集めまして、地方で開催するというもので、大体年3か所ぐらいで実施しています。それと、文化庁メディア芸術祭国内巡回事業は、地方巡回展まではいきませんが、主立った作品を各地方で行われているメディア関連事業に参加させるものでございます。海外メディア芸術祭等参加事業は、海外で行われているメディア芸術祭の関連事業に受賞作品等を紹介するものでございます。それと、メディア芸術クリエイター育成支援事業で、芸術祭で受賞した作家に対する支援等を行っております。そういった関連事業と協賛事業との連携を図り、メディア芸術の創造とその発展に資するため下記の諸業務を行うということで、a)、b)、c)という形で記載しています。

次に、コとして「調査・記録・報告等に関する業務」で、a)として「調査の実施」で、①「応募作品数の調査」、以下、次のページの⑤まで記載しています。

次に、b)に「記録」で、「撮影」で、贈呈式及び祝賀会の会場風景等々を記録し、文化庁にデータを提出することということで、②③まで業務内容を記載してございます。

次のページです。「報告」で、①として「成果報告書の作成」、以下、納品等々について業務内容を記載しています。

サ「知的財産権等の扱い」は、標準例をそのままこちらに書いています。

シ「業務引継ぎ方法」についても、標準例でございます。(ア)として「現行の事業者からの引継ぎ」、次ページになりますが、(イ)として「業務実施期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ」について記載しています。

(3)「対象公共サービスの実施に当たり確保されるべき質」で、12項目挙げています。①として、業務ごとの実施計画、作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。②として、明らかな業務の不備や過失に起因して業務の実施が不可能な状況にならないこと。③として、審査資料、審査用データベースに事実の誤認や不備がないように努めること。④として、受賞作品展の開催に際して、明らかな業務の不備や過失に起因する展示作品の遺失・損傷及び来場者のけがの発生が0回であること。等々、⑤から⑫について記載しています。少し細かいかなという感じはするのですが、今までこういったことを目標にやっておりましたので、こちらに記載しています。

(4)で「創意工夫の発揮可能性」について記載しています。

次のページの(5)「契約の形態および支払」で、①で、契約の形態は委託契約であること。①については、支払について記載してございます。③については、協議が調った場合、委託費の全部または一部を概算払いすることができます。

(6)として「法令変更による増加費用および損害の負担」で、これも標準例をつくらせていただいております。

3として、「実施期間に関する事項」で、委託契約の契約期間は、平成27年4月1日から28年3月31日までとしています。

4として、「入札参加資格に関する事項」は、実施要項の標準例をそのまま使わしています。

変わったところと申しますと、21ページの(10)の「文化庁と日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れること」で、あとは全部標準例に基づいているところでございます。

次が22ページです。5の「入札に参加する者の募集に関する事項」の(1)「入札に係るスケジュール」で、入札公告を1月中旬に行いたいと思っております。その間、入札説明会、質問受付期限等を設けまして、入札書提出期限を2月中旬、ですから、1か月ぐらい公告期間を設けさせていただこうと思っております。普通ですと、20日とか25日が多いと思っておりますが、今まで1者応札ということもございましたので、1か月間近く設けさせていただこうと思っております。

次に(2)「入札の実施手続」で、①の「提出書類」で、アとして「企画書」で、「各要求を満たすことができることを証明する書類および業務の質に関する評価を受けるための企画案を記載すること」で、次の23ページですが、「誓約書」以下、サまでの書類を記載してございます。何か特別なものはこちらに入れてございません。

それと、②として「実施要項等に疑義がある場合は、文化庁に説明を求めることができる」、③はその逆で「文化庁から入札書類に関し説明を求められた場合には、入札者の負担において説明をしなければならない」ということを記載してございます。

次の6は「落札者の決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」です。ここも標準例をそのまま使っておりますので、評価は総合評価方式で行うこと。それと、企画書の評価で、技術評価点については、必須項目審査が60点、加点項目審査が60点配点としています。

25ページです。②の「入札価格点」としては、60点を配分としています。

「落札者の決定」のアですが、必須項目を全て満たし、予決令79条の規定に基づいて作成させた予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札予定者とするということで、これも標準例でございます。

以下、イ～ウについて、落札者の決定について書いてございます。

(3)の「落札者が決定しなかった場合の措置」で、これも標準例を参考にしています。

7として「本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」は、別紙2のとおりでございます。

8「民間事業者が文化庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が構すべき事項」で、(1)

「民間事業者が文化庁に報告すべき事項、文化庁の助言により講ずべき措置」で、①の「報告等」に記載されているとおりでございます。②「調査」で、ア、イとして記載してございます。③「助言」で記載してございます。

(2)「秘密を適正に取り扱うために必要な措置」で、「個人情報の保護及び秘密の保持」で、①から④に記載してございます。

次のページに、「情報セキュリティ」に関して、民間事業者は以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとするとしてございます。これは、先ほど業務内容として、文化庁メディア芸術祭の公式ウェブサイトの企画、構築、運営及び保守管理を実施することとしてございますので、他の事業を参考にさせていただきながら、ここにございますように、①から⑦について記載してございます。

次に(4)「契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」で、①として「委託事業の開始及び中止」、以下、次のページの②から⑧、30ページの⑨⑩、31ページの⑪～⑭の「契約の解釈」まで記載してございます。これも、何か新しいものを加えているものはございません。

9「委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償」も、標準例をそのまま使っています。

10として、「対象公共サービスの評価に関する事項」も、標準例そのままでございます。

32ページの11として、「その他委託事業の実施に際し必要な事項」も同じでございます。

33ページ(3)の「民間事業者の責務」についても、①～⑤も標準例に基づいて記載してございます。

次が34ページです。「評価項目一覧」で、これも私どもが昨年度実施しました海外映画祭出品等に基づいて、また、それをベースにしてこちらのような形にしています。

35ページ以下が、「従来の実施状況に関する情報の開示」でございます。要した経費とか実施要項スケジュール等々、こちらに全て入れています。

雑駁でございますが、説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問や御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

○小松専門委員 これを拝見すると、かなり専門性の高い業務だろうと思うのですが、ちょっとお伺いしたいのですが、これは19回ということですから、最初のころは、文化庁みずからおやりになっていたのではないかと思うのですけれども、最初のころの運営形態はどういう形でしたか。

○石垣室長 最初から、実施については外部に委託して行うというような形でやってきてございます。平成9年度から実施しているところですが、主としてCG-ARTS協会が入札して、業務を実施していますので、委託先との実績を保ちながらやってきたというのが正直なところかと思えます。

この分野は平成9年度からやっているわけですが、実際に、文化芸術振興基本法ができて、メディア芸術というのはこういうものとなったのが平成13年度からでございますので、どちらかというとなんか新しい芸術分野とお考えいただいたほうがよろしいかと思えます。そうすると、新しい芸術分野でございますので、いろいろな広がりとかそういうのがございますので、そういった専門性なりそういったものが必要なと思っております。特に文化庁でメディア芸術について専門家はいるかと申しますと、美術の分野の者が手伝ったり、または、映画の分野の者が手伝ったりしているような形で、メディア芸術の専門家は、残念ながら文化庁内にはいないということもあって、そういった専門家の力なり知見が必要になってくるというような状況でございます。

○小松専門委員 そういうことだろうとは思いますが、そうすると、競争性の確保という意味では、人がそうたくさんいるわけではないので、どうしても1者応札が続くのではないかなというふうに私などは思ってしまうのですが、例えば複数の人たちが応募してくるような可能性はあり得るのですか。

○石垣室長 今までの実績を申し上げます。過去5年間では平成22年度以外は2者応札でございます。複数の応募が全くないかと言えば、実績からいけば複数の応募はあり得るというふうには考えてございます。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 基本的な業務については、過去余り変わらなく継続しているということですか。あるいは、細かいところでは多分マイナーチェンジはあるのでしょうか。基本的な業務は余り変わらないということですね。

○石垣室長 そうでございます。

○稲生主査 それから、単年度にしている理由が、先ほど御説明がありました整理合理化計画の関係で1年ずつの発注になっているというような話がありましたけれども、これはやはりそれに縛られてしまうのですか。我々は何となく全く新しい方が参入するのであれば、最低でも2年とか、できれば3年ぐらいで応札できると、習熟してきて、より人も集めやすいのではないのかなと素人は考えてしまうのですが、これは整理合理化計画で1年ずつというふうなくぎが刺されているような形になっているのでしょうか。そこだけ教えてください。

○石垣室長 今お話がございましたとおり、これは公共サービス改革基本方針の平成25年6月の閣議決定の別表の中では、メディア芸術祭の運営については、契約期間が27年4月から28年3月までの1年間という形で、こちらには記載しています。

○稲生主査 この点はいかがですか。逆に、1年でないとまずいというふうになっているのですか。通常の場合は、期間がそこに書かれてしまうと、もう単年なら単年ということになってしまうものなのではないでしょうか。

○新田参事官 基本的には、そういうことになろうかと思えます。

○稲生主査 ほかのは、逆に、3年とか5年とか複数年で書いてあるということですか。

○新田参事官 必ずしも明確になってなくて、審議案の中で決めていくというパターンもありますし。ただ、その議論の過程の中で、複数年でということに変更することはあり得ると思います。必ずしもそれにがちがち縛られているというわけではないです。

○稲生主査 その点、逆に言うと、文化庁さんのほうでこの合理化計画に縛られているところもあって、複数年という選択肢はおありになるのでしょうか。今までももちろん経験ないのでというのはあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○石垣室長 複数年になりますと、国庫債務負担行為というものでとらなければいけないことになってきますが、私どもは今まで国庫債務負担行為については、建物とかそういった長期間かかるもの、または、ホームページとかそういった情報の関係、レンタルリースの複数年はあるのですけれども、こういった一般的なもので、私どもとして国庫債務負担行為をとったことがないというのが現状でございます。

○稲生主査 わかりました。もちろん今回これで複数年にいきなりするのはちょっと検討は難しいとは思いますが、要は、我々としては、次の案件もそうですが、なるべく競争条件を整えるというふうをお願いしているところでございまして、中期的にはちょっと御検討をいただくこともあり得べしかなと。つまり、今回もし複数年来ればよろしいのではないかなとももちろん思うのですけれども、この2億5,000万という事業で、今回割と大きいものですからね。しかも、後ろのほうで事業の内容が52ページ以降に体制がありますけれども、これだけの体制を未経験の企業グループが果たして応募できるのかなというのと、若干しんどいかなと。一回でも経験されたところであれば、こういう体制を組んで臨めるのかなとは思っています。

確かに、今回少しでも長くということ、22ページで、スケジュールもちょっと延ばしていただいているのですけれども、そうは言っても、これも結構きつきつでございまして。結局、業者が決まるのが3月上旬。引継期間が事実上1週間ぐらいしか恐らくないでしょうから、これは新規参入は厳しいなと思ってございましてね。そういう意味では、今回、スケジュールを変えるのは、もう今の時期になっていますので、なかなかきつとは思いつつも、いろいろな意味で複数の新規の方が入ってくるかなというのと、きつそうだなという印象を我々は持つておるところでございましてね。ですから、今回はやってみると。市場化テストは初めてでございますので、チャレンジいただくしかないのかなと思いつつも、我々としては、入札に関するスケジュール、あるいは、正直言ってこれだけ大きな事業なので、半分ぐらいにするとか、こんなことも本当はやっていただいたほうがいいのかというふう思うところは一応あるのですね。ただ、結局、割ったとしても、専門家というか詳しい方も限られていると。それも、どこかの団体とかその関係で、事実上、今回の規模を半分にしても余り意味がないということであれば、それはそれでいたし方ないとは思いますが、この点はいかがでしょうかね。ちょっと雑駁なあれで恐縮です。

○石垣室長 今の御指摘のお答えになるかどうかわかりませんが、この事業は、御説明申しましたとおり、まず、作品を公募するところから始まります。公募して、それを選考し

ていく。その選考の過程もやはり対外的に説明できるようにしなければならない。それと、公募期間もある程度確保しなければいけない。今までは3,000~4,000の応募がございませうけれども、これを獲得するためにも、いろいろな広報戦略を考えなければならないというのがございませう。それを踏まえて、受賞作品を決定する。受賞作品を決定し、その作品に基づいて展覧会を行う。特に、展示を行うということは、いかにその作品の趣旨に沿ってやるかというところが一番重要なのですね。ですから、選考から展示まで、または、これは全部一連の作業というふうに見ていただいたほうがよろしいかと思うのですね。だから、展示だけは別のところがやりますよと。それは作品の最初のコンセプトも考えながら、選考しながらやっていますので、そういったものを確実にお客様に伝えるためには、やはり一連の作業の中でやっていくのが今までの流れとして確立してきたところとお考えいただいたほうがよろしいのかなと思います。

○稲生主査 逆に言うと、これもまた素人で恐縮ですが、メディア芸術の中に4部門ですね。アニメとマンガを分けていいかというのは、さすがに分けないほうがいいとは思いますが、アートとエンターテインメントというか、要するに、4部門のうちのこれを3つぐらいの部門で、逆に、横割りというのでしょうか。やはりこれもなかなか適さないということになるわけですね。

○石垣室長 もともとが4部門の中でやってきましたので、逆に、この4部門があることによってメディア芸術祭というものが知られてくる部分であると思っていますので、これを分割して何かやる。そうすると、審査の基準も違ってくる、見方も違ってくるということになると、同じ土俵の中でやっていく、同じ目線の中でやっていくというのが、審査する場合の一つのあれなのかなと。それと、私どもは、審査員におきまして、実演家を入れたり、よくあるのが評論家とかそういった方を入れている部分があるかとは思いますが、私どもは、基本的に実演家、または、その斯界で、この人に審査されたいと思う人を入れてございませうので、そこはやはり4部門の中でやっていくべきものではないかなというふうには個人的には考えています。

○稲生主査 わかりました。そういう意味では、展示なら展示とかと分けるのも難しいし、部門で横割るか縦割りかわかりませんが、分けるのも適さないということでございませうか。

○小松専門委員 最初に伺った意図は、こういう新しいことをやるのに、どうやって人を集めるのかということから始まるだろうと思って、恐らく最初から一括でおやりになっているのではないかと思って伺いました。いろいろな芸術祭的なものはあちこちでありますけれども、これを主催する団体が権威を持っているいろいろな企画をしたり、運営したりするところはあるような気がするのですね。

今の形ですと、これは誰が主催しているかと、文化庁という名前にはなっていますけれども、実質的には、これを受ける業者といいませうか、その方たちが企画から全部やるような仕様になっていますね。こういうやり方が果たしてこういうコンテストになじむのかというのはちょっと疑問なのですね。私、個人的な意見で申し上げているのですけれども、

本来であれば、権威を持った団体なり何なりがあって、そこが中心になって企画や何かをやると。いろいろな事務的なこととか会場設営とか細かい話がありますが、それは皆さん業者に競争でやってもらえればいいので、ただ、コアの部分まで任せてしまうという形になっているのが、当然受けられる人の専門性みたいなのが非常に問われてしまうので、これは恐らく主査が心配されている1者応札か、2者あればせいぜいそこまでというような意味で、競争性はこのままだと確保は難しいのではないかなと思うのですね。

ですから、今後の話だとは思いますが、何か上の形態をもう少しほかのいろいろなそういう芸術祭的なものに近づけるような努力を、文化庁としてもされていったほうがいいのではないかなと思っております。どうして欲しいという話ではないのですけれどもね。長期的なところでそういうことをお考えいただいたほうがいいかなと思ったということです。

○石垣室長 私ども、全てを委託先投げて、それでオーケーというわけではなくて、募集案内や、募集要項を作成し、また、それをどうやって広報していくかについて、その業者とその都度その都度相当綿密に打合せをやった結果として実施していますので、ですから、例えば人数が極端に減ったとしても、それは一概に業者のせいではなくて、そこは一緒にやっていた文化庁のせいでもあると考えます。それと、文化庁主催でございますので、逆に、こういったところで文化庁と一緒にやっていくことについても、どこまで文化庁の権威があるかどうかは別にしまして、やはりそれなりの権威を上げる上でも、国としてやっているのだということが、この業界の方々がこれに申し込んでくれている一つの要因でもあるのかなという感じはしています。

○小松専門委員 あえてつけ加えさせていただくと、コアになる業務がありますね。審査の方針であるとか、ここでいろいろ企画を出せとお書きになっている部分、その部分は、こういうことをできるのかどうかは、私素人でわかりませんが、むしろ、それは文化庁と専門家の間で直轄の契約で、文化庁の中の業務として、そこは特定の人に最初から頼んでしまうと。それ以外のもう少し枝葉の部分といいますか、雑用的な部分を競争で民間の別の業者にまた手伝ってもらおうというような体制のほうが、本来の姿ではないかなとちょっと思ったりはしております。

○石垣室長 済みません。私の説明の仕方が悪かったかもしれませんが、一応審査員とか何かについては、文化庁が委嘱するという形で、実際の例えば審査のやり方と申しましょるか、お手伝いを実際にこちらでお願いしているというのが実態でございます。例えば、審査資料を用意するとかそういったものについては、こちらのほうにお願いしてございますが、実際の委員の先生方を委嘱するのはこちらでやっていますし、その事前の打合せ等々も私どもが入りながらやっているというふうな状況でございます。やり方として、それがいいのか、または、だめなのかという御意見はあるかとは思いますが、文化庁としての責任というところも見せながら、そういう方法をとっているというのが今の現状でございます。ありがとうございます。

○石田専門委員 確保されるべきサービスの質のところでは幾つか設定されていますが、例えば、受賞作品展の来場者60,000人の確保とあるのですが、51ページの別紙5を見させていただくと、過去60,000人を越えたのは1回ですね。過度ではないかという気がします。そのほか、アンケート調査の過去の満足度はどれぐらいなのか。埋席率もどれぐらいだったのかを教えてくださいたいです。

○横尾係長 来場者数は、平成23年度15回目から書いているのですが、13回目が64,000人程度、14回目が70,000人を越えておりますので、5年間の平均として60,000人程度を目指したいと思います。

○石田専門委員 逆に、第14回70,000人だったのが、15回目がガクンと51,000人だったことについて原因分析はされていますか。

○石垣室長 お答えになるかどうかわかりませんが、私どもは、こういった作品が今回展示されますということを事前に告知するのですが、作品にもよるんですね。実際に、例えば、自分で直接参加できるようなゲームとかそういうのが多いとやはり人も出てきますし、いろいろな方も出てきます。それと、新しいものが出てくるとやはり人も多くなるということで、受賞作品の内容によっても左右されるところがございます。

○石田専門委員 そうすると、応募数がかぎになってくると思うのです。応募数はずっと右肩上がりなのですか。

○石垣室長 今までは右肩上がりです。ただ、残念ながら、少し落ちていますが、今まではずっと右肩上がりです。

具体的に数字を申し上げますと、今年が3,853、その前が4,347、その前が2,700という形で、相当上下があるというような感じになってございます。これをどういうふうに解析するかだろと思うのですが、特に、アート部門の出入りが大きいのが一つの傾向になっているのかなという感じがしてございます。

○石田専門委員 今回、確保されるべきサービスの質で、大体今までと同じぐらいの出品数に努めることというのがありますが、数が増えたほうがいいのだけれども、数が増えると業務量が増えますね。

○石垣室長 おっしゃるとおりですね。

○石田専門委員 業者に出展数を上げてもらうために、何%以上になったら何かインセンティブをあげるとかそういうことは考えられないのですか。一生懸命頑張って、告知をして30%増になったら、その分業務量がすごく増えてしまいますね。そういうのはどうなのか。出展の数が少ないと、良い受賞作が出ない。良い受賞作が出れば、来場者数も増える。だから、最初の入口、応募数の確保は大事だと思うのですが、いっぱいやってよと言って、いっぱいやったら業務量が増えてしまう。その辺についての何か対策はあるのでしょうか。例えば10%増えたら幾らあげるとかそういうことは難しいのですか。

○石垣室長 少なくとも今まではそういうことをやってきたことはございませんし、インセンティブと申しまして、最初に契約してしまいますので、それをどう考えるようにな

るかという感じがします。

○石田専門委員 メディア芸術は日本の文化としてすごい強みなので、これから増やしていかないといけないところだと思うのですね。もし、本気で増やしたいということであれば、何かインセンティブというものも、今回は無理にしても、今後お考えいただけたらいいかなと思います。

また、戻るのですけれども、確保されるべきサービスの質に埋席率がありますが、過去の実績値はどのようなのでしょうか。イベント40回以上の実施、埋席率80%以上の確保という、この80%以上が過度ではないかどうかわかりたいです。

○石垣室長 関連イベントについては、国立新美術館の3階にございます講堂とか、または、六本木周辺の会場を借りてやっていますけれども、今、具体的な数字は持っていませんけれども、大体ほぼ80ぐらいは行っていると思います。

○石田専門委員 アンケート調査の満足度はいかがでしょうか。

○横尾係長 毎年80%程度達成していますので、こちらはそれほど厳しい数字ではないと思っています。

○石田専門委員 わかりました。

この運営自体とはちょっと違うのですが、メディア芸術ですね。告知の仕方に、ホームページのウェブサイトだけではちょっと寂しい気がするのです。今、スマホとかそういうのも全部やっていらっしゃるのですか。

○石垣室長 もちろんやっています。

○石田専門委員 LINEは？

○横尾係長 LINEは使用していませんが、ツイッター、フェイスブック等は積極的に使用しております。

○石垣室長 それと、有名なブロガーの方にも情報を提供して、それでやってもらうっています。メディア芸術祭については、大臣からもいろいろな方法でもっと知らしめるべきだというお話がございまして、ありとあらゆる方法を今のところ考えてやっているという状況にございます。

○石田専門委員 そうでしたら、ぜひ、出展数が増えた場合のインセンティブを今後ご考慮頂きたい。メディア芸術を日本の強みにしていかないと困るところだと思います。

あと、先ほど、業務が大き過ぎるので分割したらどうかという話がありましたが、贈呈式、祝賀会は別のところでもできるのではないかと思いますのですけれども、それも難しいのですか。

○石垣室長 割り方ですね。ですから、先生がおっしゃるのは、割り方によってはもっと効率的にできるところもあるのではないかとのお話かと思うのですが、その点は今後ちょっと検討させていただきたいと思っていますので、申しわけありません。

それと、メディア芸術分野ですが、日本でこうやってきていますので、特に海外からの応募があると。大賞を取る作品も海外のほうが多い場合もあるのです。昨年のアート部門

の中で、大賞、優秀賞、全部外国の方で、唯一日本の方が優秀賞を1人取ったというふうな状況もございまして、海外も相当注目しているものなのかなという感じがしてございまして、その点からもいろいろな方が入って応札できるようなことは、今後検討させていただきたいと思っております。

先生御存じのとおり、マンガも一昨年外国の方が大賞を受賞しています。だから、もう日本だけの分野ではなくなってきたというのが正直なところでございます。

○石田専門委員 ちょっと興味があるので。日本の出品の応募者の年齢構成は、どこが一番大きいのですか。

○石垣室長 年齢構成ですか。

○石田専門委員 大学生が多いのか、社会人が多いのか、あるいは、高校生とかも結構来ているのか。

○石垣室長 高校生は来てないと思います。大学生は幾つかあるとは思いますが。

○石田専門委員 では、プロが手を挙げてくる感じなんですかね。

○石垣室長 私どもは、一応プロでもアマチュアでも結構ですという形にしているのですが、大体いろいろところで賞を取っている方とか、そういった方も応募してきていますので、そこは詳細に分析したことはございませんけれども、プロがほとんどなのかなという感じはしています。

○石田専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 今、先生方からいろいろ意見が出ているところで、御検討をお願いしたいことが幾つかありまして。質の設定のところ、19ページ(3)で先ほど議論が出ていましたけれども、例えば⑤で「計40回以上」とか、埋席率の話とかいろいろデータがありまして。市場化テストですので、「約」という言葉はできれば避けてほしいのですね。つまり、業者さんに明確に数字を出したほうがいいと思うので、ちょっと過去の実績をもう一度見ていただいて、例えば⑦の場合、「約70の報道機関」を、具体的な70なら70としてください。それから、⑧についても、「約60,000人」とありますが、60,000人なら60,000人としていただきたいと思っております。

これに対応した形で、後ろのほうの実績のところですけども、例えば、今の来場者数であれば、51ページに過去3年分とあるのですけれども、これは、我々お話を伺って、平均60,000人ということで納得したのですけれども、であれば、22年度とか、21年度とか、あるいは、過去5年分の平均は60,000人とか、そういう数字を書き足すだけで結構ですが、明示してください。

要は、質の設定というものが無理じゃないということをお示しいただくためですけどもね。あるいは、報道機関についても、こういうところを呼んだという過去の例とか、これの3年分のデータとか、もし載せられるのであれば、これも載せていただきたいということですね。

それから、埋席率についてですけども、結局、これは実績としては特に載ってないと

思いましたので、こういったところについても、51ページ辺りに実績として載せていただければと思います。

ですので、いずれにしても、19ページの質のところの実績値を、妥当であるということと過去の実績として後ろのほうにも書いていただくということで対応させていただければと思います。

○石垣室長 今のところですが、例えば、数字を並べたときに、期待値が入っているところもありますので、妥当だと言えないところは例えば削っていくとか、そういった作業でもよろしいでしょうか。

○稲生主査 それはお任せしますので、事務局とも調整をいただければと思います。

○石垣室長 ありがとうございます。

○稲生主査 事業の分割については、次回以降ということですので、いずれにしても、今回、応募者がどれだけ広がるかということをお我々も注視しておりますので、ぜひ広報活動を活発にさせていただいて、何とか2どころか3以上の事業グループに応募いただけますように、ぜひ御努力をお願いいたします。

同じく、インセンティブについても、これは次回以降の要望でよろしゅうございますね。

○小松専門委員 ちょっと思いつきで申しわけないですけども、4部門をばらばらにしてしまうという手もあるような気がするのですね。今、それぞれが非常に大きくなってきているので、4部門ありますけれども、それぞれ別のイベントとして企画すると、それぞれ専門性が強くなってくるので、受ける人たちも、あれもこれもじゃなくて、ここに特化するのだったら、例えばマンガだったら出版社が応募してくるとか、そんなことも考えられるのではないかなと思うのですね。これは将来の話だと思えますが、これはだんだんボリュームが増えていくと思うのですね。それをいつまでも一体で運営するのは、もしかしたら非常に大変な仕事になるような気がしますので、いろいろなやり方があるかと思うのですが、ちょっと御参考までにとということ。

○石垣室長 ありがとうございます。

私どもは、部門ごとに一応審査はしていますけれども、一番最初に主立った人たちに集まってもらって、この年の審査はどうすべきかということで、分野横断した形で一応お話し合いの場を設けています。それと、一番最後に、各部門で審査した結果をお互いに講評し合うということもしてございます。そういうことをやることによって一定の質の確保にもつながっているというふうに思っていますので、今、先生のお話があったことも踏まえながらちょっと検討させていただこうと思っています。

○石田専門委員 35ページの従来の実施状況ですが、これはざっくりし過ぎている気がします。新たに応募する方は、これで大体積算できるのでしょうか。新規参加者は困るのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○石垣室長 今まで私どもは慣れているから、大体こんな感じかなというふうに思うのかもしれないけれども、こんな感じではないかなと思ってございます。逆に、もっと細か

くするとどうなのですかね。

○石垣室長 雑役務費が大き過ぎるのですね。その中を見ると、ウェブサイトもあり、映像もあり、印刷もあり、広告宣伝もあり、会場設営費もありなので、これだと、逆に、自由に自分たちの中でお金を割り振ってという見方もできるのですけれども、何かボリューム感がよく見えないような。ウェブサイトなんて、お金をかければかけるだけかかってしまうのでという気がしなくもないので、実績なので、ウェブサイトでは大体このぐらいのボリュームでやりましたとか、ここは何と言っても1億3,800万なので半分以上ですね。ちょっとここがざっくりし過ぎかなという印象は受けています。

○稲生主査 ここはもうちょっと内訳は出ないですか。例えばウェブサイト構築みたいなことは毎年出ると思うのですけれども、この金額推移がわかるようにとか。

○石垣室長 今の先生のお話は、例えば大きいものを1つ2つ入れて「その他」と書くかということですね。雑役務費ということにして、その内訳を1つ2つ入れて、例えばこんなものです、今回かかっていますよということを明示したらどうかということですね。

○稲生主査 ちょっと数字を拾ってみていただいて、もし毎年出ているもので割と大きなものがあるのであれば、さらに内訳を書いていただくとよろしいのではないかなと思います。いずれにしても、ここで議論してもあれなので、もう一度御確認をいただきたいなど、そこだけ工夫をお願いしたいと思います。

○石垣室長 わかりました。

○稲生主査 それでは時間がまいりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 宿題の確認をしたいのですけれども、修正を求められた4点あったと思います。質の設定のところ、**「約」**という表記を取るということ。過去の来場者数を**「過去5年」**を表記するようにする。埋席率80%の根拠の実績を表記する。検討として、**「雑役務費」**の内訳を示せないかというところよろしかったでしょうか。

○稲生主査 実績については、例示をただけですので、全体を見渡していただいて、質に対応するような実績をなるべく載せていただくということを申し上げたつもりであります。ただ、期待値もあるので、その点については御調整いただいて、適宜ということになりますので、お願いしたいと思います。それから、最後、内訳のところを追加して、石田先生から御指摘があったということですので、もう一度確認をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

文化庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に

対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討をいただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

引き続き、「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課支援推進室石垣室長より御説明をお願いしたいと思います。15分程度で、引き続きよろしく申し上げます。

○石垣室長 それでは、私から「海外映画祭出品等支援事業」について御説明申し上げます。

○稲生主査 共通部分は割愛いただいて結構です。

○石垣室長 そうしましたら、共通部分を割愛させていただきます。

2として、支援事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき海外出品等支援事業の質に関する事項ということで、まず、(1)「事業の概要」でございます。これは3つの事業から成っております。①として「海外映画祭への出品支援」の事業、②として「見本市における展示施設の設置・運営」、③として「新作日本映画を紹介する冊子の作成」ということで、3つになってございます。

(2)として、支援事業の詳細な内容ということで、アとして「事業実施上の留意点」で、これも昨年同様ですが、a)として、フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等を明確にし、文化庁に報告するということで、以下、b)からe)というような形になってございます。

イとして「海外映画祭への出品支援に関する業務」で、まず、a)として「海外映画祭出品等支援に係る募集要項の作成」で、4月中に平成27年度の本業務の募集要項を作成なさいますということにしてございます。次のページですが、b)として「募集・受付」、c)として「支援作品の審査委員会運営」。これも昨年と同じでございます、5名程度を手配し、各支援の予算配分類の範囲内で支援作品・団体を選定するというようにしてございます。d)として「自主映画製作者への支援の審査委員会運営」、e)として「審査結果の通知及び支援金の振り込み」、f)として「審査謝金等の支払」で、昨年と一緒にございます。

ウとして「見本市における展示施設の設置・運営業務」で、a)から次のページのf)、その次の6ページ、7ページの下j)の「フォローアップ」まで、昨年と同じような形で記載しています。

8ページです。エとして「新作日本映画を紹介する冊子の作成」で、これを「Japanese film」という形で発行しています。a)として情報の収集業務、b)として審査委員の選定及び審査会の開催ということで、以下、c)から次のページのg)の納入・活用まで、これも昨年同様でございます。

オについては「業務引継ぎ方法」です。

(3)「確保されるべきサービスの質」ですが、これも前回は大きく変えているものはご

ありません。全く同じでございます。①として、業務ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。②の出品支援に関する業務、③の見本市における展示施設の設置・運營業務、④の「Japanese Film」の作成等について、こちらに記載しています。変えているところはございません。

10ページの創意工夫も同じでございます。

(5)の「契約の形態及び支払」で、これも同じでございます。

(6)「法令変更による増加費用及び損害の負担」も一緒でございます。

3として「実施期間に関する事項」で、委託契約の契約期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までということで、これも1年間という形にしています。

4の「入札参加資格に関する事項」は、これも実施要項標準例、昨年同様でございます。12ページの頭までになります。

次に、5として「入札に参加する者の募集に関する事項」で、(1)「入札に係るスケジュール」で、昨年度ですが、関係者との調整に時間を要したということで、実際には、2月28日公告、入札書提出が3月24日という形で、おおむね25日程度の公示期間という形になってしまいましたが、昨年のも踏まえまして、ここがございますとおり、①の入札公告が1月上旬、④の入札書提出期限が2月中旬で、約40日程度は設けさせていただいて、なるべく1者応札にならないような形で公示したいと思っております。ここが昨年と変更した点でございます。

(2)「入札の実施手続」については、企画書の提出から次のページのサまで一緒でございます。②③についても一緒でございます。

6の「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」も一緒でございます。企画書による評価、必須項目審査が60点、加点項目審査が60点、それと、次のページの15ページの②の「入札価格点」の得点配分は60点とします。昨年と一緒でございます。

(2)「落札者の決定」で、アとして、必須項目を全て満たし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札予定者とする。これも昨年と一緒でございます。イからオ、全て一緒でございます。

(3)の「落札者が決定しなかった場合の措置」も一緒でございます。

7の「本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」も、別紙のとおりでございます。

8として「民間事業者が文化庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき措置」については、(1)から(3)まで一緒でございます。

18ページですが、⑨の「再委託」を一部変更しています。資料C-3をごらんいただきたいと思えます。

今回、海外映画祭出品等支援事業については、今年が2回目で、まずパブリックコメン

トをやった上で、この委員会にかけることになってございます。このパブリックコメントについては、電子政府の総合窓口 e-Govにおいて、10月17日から10月30日までパブリックコメントを実施させていただいたところでございます。複数の御意見をいただきました。こういうパブリックコメントをやると、全く関係ない意見も出てくるような状況に今あるのですが、実際に関係あるものとして、1と2を挙げています。

1ですが、外部委託、再委託の関係でございます。御意見の概要としては、再委託を行う場合について、文化庁の承認を得なければならないとあるが、再委託の内容は評価項目に入っているため、「企画書に記載しなければならない」などの言い方に変えたほうがよいのではないかという御意見をいただきました。これについては、実施要項標準例なども参考にさせていただきながら検討させていただきまして、原則として、あらかじめ企画書において、再委託等を行う内容等について記載し、文化庁の承認を得なければならないというような形を変更をさせていただきました。標準例をそのままこちらに生かさせていただいたというような状況でございます。

2つ目の意見ですが、締結後の承認を見越して、事前に再委託の予定を示さないでおくといった行為や、承認されるかどうかでトラブルになることを防ぐため、契約締結後、再委託の申し出を文化庁が承認せずに契約解除することもあり得ると明確にするべきではないかと。相当きつい御意見でございますが、これについては、契約後に再委託を行う必要がある場合については、文化庁の承認を得る必要がある旨を記載しておりますので、御意見については、承認の有無によらず、一方的に契約解除することはないと思われまますので、原案のとおりとするというような形にさせていただきたいと思っておりますのでございます。

こうした点が今の点でございます。

それと、19ページの⑩「契約内容の変更」、⑪⑫、20ページの⑬⑭⑮については、全て同じでございます。

9の「委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償」も、①②は一緒でございます。

10の「委託事業の評価に関する事項」も、(1)から次のページの(5)まで一緒でございます。

11「その他委託事業の実施に際し必要な事項」についても、(1)(2)(3)は一緒でございます。

ちょっと雑駁になりましたけれども、以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○石田専門委員 今回2回目ということで、1回目は入札のスケジュールがタイトだったのでなかなか難しかったというお話で、今回は多少余裕を持ってということですが、応札

できる見込みは、そういう経験があるようなところはあるのですか。

○石垣室長 昨年度もこちらの委員会で、これだけ一生懸命やったのだから、いろいろなところに声かけたり何かというお話はございましたので、今まで応札してきたようなところ、または、応札できるようなところについては、一応お声がけはさせていただきました。ただ、結果として、1者応札になってしまったというのが現状でございます。

あと、どこまでできるのかというところがあるかと思うのですが、内容的に難しい内容もございますが、全部が全部難しいというわけではなくて、できる内容もあると思いますので、潜在的には何者か応札できる場所は確実にあるのではないかと考えてございます。

○石田専門委員 具体的にこういうところが障害なので難しいというようなヒアリングはされたのでしょうか。例えば、契約期間が1年だから難しいとか、そういうことはないのですか。

○石垣室長 恐縮でございます。そこまでは実施してございません。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

評価（案）を作るときには、ぜひ、またお願いをしておきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

何とか複数こちらのほうも出てきていただきたいなというところではありますね。

○石垣室長 昨年も主査からそのようなお話がございまして、今のところ、お声がけはさせていただきます。

○稲生主査 映画祭の出品件数とか、要は、日本の映画産業自体の話かもしれませんが、今、26ページの実績を見ているのですけれども、海外映画祭への出品が特に減っているとか増えているとかという状況はなくて、大体継続的に指定映画祭であれば10件弱、指定映画祭以外だと30件台と、こんなような情報になっているのですけれども、そういう意味では、映画産業の勢いは特に変わりがないという形で考えておけばいいわけですね。

○石垣室長 大きく変わることはないと思ってございます。

○稲生主査 わかりました。

ほかにかがでしょうか。

今回はこういうスケジュールで走っているのですけれども、もう少し早くというわけにはいかないのですか。つまり、年内とかに説明会をやっちゃって、もう少し締切の日を長くするとかという。もちろん、今回複数来れば結構かと思うのですけれども、御努力いただいているのはわかっているのですけれども、まだちょっと厳しい感じもするので、これは次回の話になりますけれども、もう少し長くしてもらおうとか、より一層御工夫の余地はまだあるかなという気はいたしますね。これは12月にするとか言っても、別に可能ですね。申込の期間をもう少し延ばしてあげるとかですね。これは結構忙しいですね。1か月ぎりぎりみたいなのところも実質的にはありますし。つまり、年度が走っていて、この秋ぐらいがすごく忙しくて、次の年度のことを考える余裕がとてもないということかもしれま

せん。

○石垣室長 1つには、単年度、単年度の予算ですので、政府案ができた後というのが一般的なのかなという感じがしています。

それと、年明け1月～3月は、例えば、今実際に実施している業者と意見交換も、ほかの希望があれば、そういったのも考えられなくはないのかなという感じはしているのですが、国際映画祭がこのところにちょうど集中するので、実際そういったことができるのかなというようなところがあって、先生のおっしゃるとおり、いろいろ工夫の余地はあるかとは思いますが、ただ、実際にやるとなるとそこら辺のところがどこまでできるのかという感じはしてございます。

○稲生主査 わかりました。もちろん、これは素人が申し上げていることですから、可能な範囲でということでもあります。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後の実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、文化庁におかれましては、実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（文化庁退室、厚生労働省入室）

○稲生主査 続きまして、「薬物乱用防止啓発訪問事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課藤沼課長補佐より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしく願いいたします。

○藤沼課長補佐 厚生労働省監視・指導麻薬対策課課長補佐をしております藤沼と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、実施要項について、簡単に私から説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の実施要項の1ページ目でございます。本事業の目的ですが、2の(1)に目的を記載されております。我々では、麻薬とか覚醒剤、あるいは、最近巷では危険ドラッグとかそういった薬物の乱用を防止するという主に啓発活動を行っております。その啓発事業の1事業として、今回の訪問事業があるということでございます。事業の目的のところですが、昨今の薬物情勢で言うと、覚醒剤の乱用が相変わらず多いことと、最近、巷では危険ドラッグの関係が今年世間をにぎわせておりますが、こういったいろいろな問題・課題が出てきておまして。今まさに政府一体となってこういった対策に取り組んでいかなければいけないという喫緊の課題になっていると、そういう状況であります。

そういう中で今回の事業は、主に青少年、あるいはその保護者、あるいは教育機関とかそういったところの指導者層に対して、直接学校とか、あるいは、地域で市あるいは町で薬物乱用対策の何かイベントとかそういったものを行っていたりするのですが、そういったところに直接専門家が訪問して、薬物乱用に対する正しい知識を説明していただいて、そういったものは絶対に使用しないというような、正しい国民世論を形成していくというようなことを目的としております。

主に事業内容としては、大きく2つございます。①で「訪問事業」、後ほど出てきますが、②で「情報発信事業」という2つの柱がございます。特にメインとなっているのが①の「訪問事業」になります。この訪問事業は、具体的には、(2)の①のア)「概要」にございますが、各専門家、我々であれば、麻薬取締官のOBとか、あるいは、地域で今までボランティアとかでいろいろ携わってきた薬物乱用防止指導員とか、あるいは、学校薬剤師の方とか、そういった薬物乱用に関して知識のある専門家の方々に、教育機関、そういったところに直接訪問していただくということです。教育機関のほうは、具体的には文部科学省さんでいろいろ取組をやっているのですが、各教育機関で「薬物乱用防止教室」を開催しましょうとなっていて、ぜひ、そういったところに、学校の先生だけでは薬物乱用の知識とかそういったものを説明するということがなかなか難しいので、そういったところの要請を受けて、我々専門家を派遣して、そこで予防啓発活動をしていただく、講師としていろいろ講演していただくことを考えております。そのための講演とかで使うような教材とかそういったものをまず用意していただくことをやっていただく。その資材とかそういったものをもとにして、あとは、各教育機関とかからの要請を受け付けまして、そういったものをいろいろ日程とかを調整しながら、実際に専門家の人たちとパイプを持って、その専門家の人たちに訪問していただく。そういったスケジュール調整。あと、実際に講義していただく内容とかそういったものの企画立案とか、そういったものをしていただくというふうに考えております。

1ページのイ)の「対象者」ですが、青少年層(小学校5年生～大学1年生程度)、そ

の保護者、あるいは、教師とかそういったところに対しての指導者層を対象に、主に啓発というか講演をやっていただくというふうに考えてございます。

実施時期については、通年を考えております。ただし、例えば夏休みの時期とか、そういうイベントが集中する時期とか、特定の時期にある程度偏ることはあるのですが、一過性で終わらないように、平均的に通年を通してやってくださいというふうに考えております。

エ)の「実施内容」ですけれども、まず、「薬物乱用はなぜいけないのか」という正確な知識を説明し、提供してもらおうということです。まず、何でだめなのかというのを理屈でちゃんと説明して、正しく理解していただくということです。さらに、現在の薬物乱用の正確な状況ですね。日本における薬物事犯はどういうものかという、そういった周辺情報もちゃんと情報提供する。さらに、重要なことは、メッセージとして、とにかく理屈ではなくて、これはだめなんだよという強いメッセージを発信していただくことを考えております。

さらに、留意事項として、ここに※で付してあるのですが、「特に危険ドラッグについては、重点的に実施すること」と記載しておりますが、これは、今まさに危険ドラッグが社会問題になっていまして、ほかの薬物の中に埋もれて説明するのではなくて、特にここを特出しで、重点的に危険ドラッグについて強調して説明してほしいと、そういうことで書かせていただいております。

「実施方法」は、平成26年度に厚生労働省で既にこの事業をやっていますので、今、作成している資材とかそういったものを基調にして用意していただくこと。あと、休みの日、祝日とか休日なども、当然イベントとか開催されますので、そういったところでも対応できるような体制を整えていただきたいということです。

下の○の「教育機関等により独自に開催する薬物乱用防止教室において」ということで、薬物乱用防止教室において使用する目的で啓発資材の貸出を依頼された場合には、依頼元に対して啓発資材の必要部数を郵送等により貸し出すことというふうに書いてありますが、これは特に重要なところでございまして。我々としては、全国の教育機関をできるだけ満遍なく回っていただきたいのですが、数が多いので、それには限りがあるということで、実際に訪問ができなかった場合でも、その資材を郵送とか何かして、DVDをその学校で流しただけであれば、生徒がそれを見て、薬物乱用防止を学べるとか、そういったフォローアップもしていただきたいということで、訪問ができなくても、貸出とかそういったもので支援することをちゃんとやってくださいということで、ここに書かせていただいております。

訪問する教育機関の目標としては、教育機関を年間300か所以上訪問できるような体制を整えること。あと、1回の訪問ごとに必ずアンケート調査を実施していただいて、訪問した先の評価、意見、声は集約していただきたいということで考えていますので、こういったアンケート実施についても書いてあります。使用言語は、日本語で理解するということです。講師については、次のページの3ページに書いてありますが、ここに例として、現

在もしくは過去に麻薬取締官、警察官、精神科医等として業務に携わっている人、あるいは、薬物乱用防止指導員としての活動実績がある者とか、あるいは、それ以外の方でも、薬物乱用に対して精通している人、そういった者に講師をお願いしてくださいということで、こういうことで示させていただいているというところでもあります。

次の○は割愛しまして、その下の○の「原則として」と書いてありますけれども、ここは、受託者の責任において講師は確保していただくのが前提ですが、最初からそれを言ってしまうと、尻込みしてしまう業者もあるのではないかと考えておりました。当然、厚生労働省に相談いただければ、そういう窓口、こういったところに薬物乱用防止指導員を取りまとめている窓口はここですよというのを紹介したり、あるいは、我々からその各機関に、今年はこの業者がこの事業を実施することになったので、こういったところから依頼があったときは必ず協力してくださいという依頼をしたりとか、そういったところでバックアップをしていこうと考えております。

ク)の「資材」ですが、平成26年度に既にPowerPointとかDVDとかそういったものを作成しております。それをもとにして、また、新しい業者がどこになるかわかりませんが、そこにお渡しをして、それについて、また、内容のデータとかそういったものが古くなっているものについては、適宜、更新していただいたり、あるいは、ここを少し工夫すればもっとよくなるのではないかとというのがあれば、提案していただければ、そこについて修正をしていただくとか、そういったものに柔軟に対応していきたいなと考えております。

講義用資材のほかに、例えばイベント会場などで、参加された方が家に帰って振り返って見ていただけるような簡単な一枚紙のチラシとかそういったものとか、あるいは、簡単なリーフレットでも結構ですので、参加者に配布できるような資材についても用意していただくことを記載しております。

一番下の○に、「資材は全て薬物の乱用問題に精通した専門家の監修を受けていること」と記載してありますが、自分たちが勉強してつくるのではなくて、専門家の監修を受けて、ちゃんと意見を聞きながら資材を作成してくださいということで、ここに書かせていただいています。

以上が「訪問事業」になります。

続きまして、②の「情報発信事業」に入らせていただきます。

これの趣旨は、ア)「概要」に書いてありますが、まさに訪問事業に参加できなかった人たちに対しても、ツイッターとかフェイスブックあるいはホームページとかそういったものを活用して、同じような情報発信をしていこうと。そういうことで、参加できなかった方々に対してもフォローしていこうと思っています。特に重要なのは、恐らく学校からいろいろな問い合わせや来てほしいということがいっぱい来るのですけれども、やはり一時期に集中してしまったりとかして、全部回り切れないということは絶対にあり得ますので、そういった回れなかった学校に対しても、今回の訪問事業の内容とかそういったものを情報発信できるようにしたいことと、あと、学校に通っていない青少年、こういう人た

ちに対してこそ薬物乱用防止をちゃんとやっていかなければいけないという思いもありますので、そういった方々に対しても強く発信していこうというふうな趣旨で、この情報発信事業がございませう。

具体的には、平成26年度に、もう既に厚生労働省で、フェイスブック、ツイッターを開設しておりますので、これを活用して、同じように情報を発信していただきたいと考えております。

ただし、ここもア)の「概要」の一番下から2行目に「ただし、」と書いてありますけれども、ここがやはり留意する点でございまして。あくまでも情報発信事業は訪問事業を補完するような意味合いがありますので、こちらをメインに考えないでほしいということとでこういうふうに書かせていただいております。あくまでも訪問事業を主体にして考えてくださいということとで、こういう表記にさせていただきます。

続きまして、4ページです。「対象者」「実施時期」「実施内容」については、訪問事業と同じ内容ですので、割愛をさせていただきます。

オ)の「実施方法」は、厚生労働省にあるフェイスブック、ツイッターについて、以下の事項を随時、掲載して運用することということで、薬物乱用に関する知識とかそういった説明に関する内容を発信していただく。あと、薬物乱用に関する事犯の状況とかそういったものの情報を提供していただく。その下に「訪問事業の様子」で、例えば、どこかの薬物乱用防止教室とか、訪問事業を実施していたら、そういったものを写真とかでこういったことをやりましたということで発信していただいたり、そういったものも考えております。「厚生労働省からの薬物乱用防止に関する情報提供」ということで、これは、例えば今回のように、危険ドラッグが社会問題になっていますけれども、今まで「脱法ドラッグ」という名前から「危険ドラッグ」に変えたとか、そういった国としてもいろいろな動きがございませうので、そういったものもいち早く国民に周知していただくためにこのツールを使っていきたいと考えておりますので、ここにこういうふうに記載しているということとであります。

下から2つ目の○において、厚生労働省において、薬物乱用防止に関するホームページを既に運用している。フェイスブック、ツイッターとか、ウェブサイトも活用しておりますので、これ以外の新しい媒体とか広報ツールを提案される場合は、我々に相談していただきたいのですが、少なくともホームページとかフェイスブックとかツイッターはもう既に開設されておりますので、同じようなものを複数開設されてしまうと混乱してしまうので、こういったものは避けてくださいということとをここに書かせていただいております。

目標としては、フェイスブック、ツイッター、こういった媒体を使って年間約1万人以上フォロワーとか閲覧者を確保できるような体制を整えてほしいということとで、一応目標をここに定めさせていただきます。

続きまして、5ページ目の実施体制についてはここにいろいろ書いてありますが、ここは特出しするようなことはございませう。

6 ページの(3)の「業務の実施に当たり確保されるべき質」で、こういった目標を達成すべきかというのを書かせていただいております。①で、訪問事業の参加者数を年間10万人以上とします。その際、教育機関等への訪問箇所数は年間300か所以上。訪問箇所数、参加者数が多いことは望ましいので、独自で目標値をさらに上にさせていただくことは全然問題ありません。参加者数10万人の中には、訪問できなくても、資材を貸出で対応している人たちもいますので、こういったものも10万人の中には数えていただいているということで、こういうふうに書かせていただいております。

事業の中のアンケートですけれども、「Q3」と書いてありますけれども、今回の事業については、全体的な内容のわかりやすさを「Q3」で問うているのですけれども、その中で回答が「とてもよかった」あるいは「まあまあよかった」と回答している人が90%以上であることを目標とさせていただきます。毎月の状況を見て、もし、90%未満になった場合は、適宜、その問題点とかを見定めて改善策を講じていただきたいというふうにこちらに書いてあります。改善策を講じて、さらに、3か月連続で90%と比較して著しい数字であった場合は、厚生労働省と協議して、改善策を2か月実行しても、その評価がさらに低くて60%以下であった場合は、委託費の減額も検討させていただくと書かせていただいております。

それ以降は、特出ししている留意点とかは余りありませんので、残りの説明は割愛させていただきます。以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問や御意見のある先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○清水専門委員 6 ページ「業務の実施に当たり確保されるべき質」で、訪問箇所を年間300か所以上となっているのですけれども、これと、40ページの「従来の実施状況に関する情報開示」の対応の関係ですけれども、2の「従来への訪問実績」で見ると、25年度までは、教育機関は1,000とか近いところであって、26年度で急に300になるのは、質という意味では、訪問を重視していることになるので、ここで3分の1とかに減ってきて、ここで何か方針の変更みたいなものがあつたということなのですか。

○藤沼課長補佐 実は、従来、この事業は公益財団法人の麻薬・覚せい剤乱用防止センターが落札しておりまして、そこでキャラバンカーという特殊なバスを用いて各学校機関を回るという事業で実施をしていたのですが、そのキャラバンカー自身がもう老朽化して、なかなか使えない状況になっているということと、併せて、そういったバスを所有しているところはほかに会社がなかなかないですね。新たに1,000か所とか900か所とかそういう目標を定めてしまうと、ほかの会社が入るすきがなかなかなくなってしまうということで、そこは箇所数ではなくて、いろいろな先ほど申し上げた情報発信事業とか、あるいは、その資材を貸し出して、本当に教育資材を渡せば学校でできるとかそういうフォロー体制を整えて、結局、参加者を何人以上というふうにならざるを得ない方針を転換して、その結果、新し

い会社も入ってきて、25年度は2者入ってきたのですね。その複数者でやった入札の結果、26年度は新しい業者が落札したということです。新しい事業体系で実施していますので、当然、開始が5月、6月までは準備期間とかいろいろありまして。だから、箇所数のところはまだ伸びてきてないというところはございます。

○清水専門委員 キャラバンカーでやった25年度までの費用は、上の1の経費のどこに入ってくるのですか。

○藤沼課長補佐 キャラバンカーの運行事業ですか。

○清水専門委員 そうです。

○加藤係長 運行に係る経費については、「その他」の中に入れてあります。

○清水専門委員 そうすると、「旅費」で見ていると、実際にキャラバンカーを使わないで訪問していたというのは、25年度までは、26年度よりもここで多かったのですか。前に、キャラバンカーを使わないのもあったのでしょうか。全部キャラバンカーで行ったのですか。

○藤沼課長補佐 はい。基本はキャラバンカーです。

○清水専門委員 そうすると、26年度はキャラバンカーを使わないということは、旅費が310万とかこういうレベルのところでも足りるといって、こんな感じになるのですか。訪問というのは、いろいろなところへ行かれるわけですね。

○藤沼課長補佐 当然、予算の査定とかいろいろある中で来ているのですけれども、訪問箇所数の要請に応じて全国回っていただければそれはいいのですけれども、でも、それをやってしまうと、ほかの会社もなかなか入れなくなるとか、実際にそれだけ回るのは現実的に難しいということで、行けなかった方に対しても、ツイッターとかフェイスブックとか、インターネットを活用して必要な情報を流してあげたり、あるいは、資材を郵送で渡して貸し出したりとか、そういう新たな試みを26年度はしているということです。

○清水専門委員 ということは、26年度からは、いわゆる実際に行って訪問というよりも、情報発信のほうに若干軸足を動かしてくるような、そういうイメージですか。

○藤沼課長補佐 訪問するのはできるだけ考えていただきたいので、そっちをメインにはしていただくのですけれども、ただ、それに特化して箇所数を伸ばすとすると、ちょっと負担が大きいので、情報発信はその主たる業務にはならないのですけれども、それを補完するということが情報発信業務を組み合わせるというのが26年度です。あくまでもメインも訪問事業のほうメインになります。

○清水専門委員 ということは、訪問では余り遠いところには行けないと、こういうことになりますかね。

○藤沼課長補佐 ただ、今回はキャラバンカーではなくて、各講師が直接どこどこ学校に行ってくださいと、資材はこれで提供しますと、ちゃんとマニュアルも渡しているので、それを受け取って、例えば四国であれば、四国を所管している専門講師の人にそこに行っていて、直接行ったときにかかった旅費を支給してあげるとか、そういうやり方には変えております。

○清水専門委員 なるほど。参加者数のところで10万人以上という形で量的なものを担保していくと、こんな感じになるということですか。

○藤沼課長補佐 そうです。

○清水専門委員 わかりました。

○稲生主査 ちなみに、年間300か所以上は、受託者のほうで設定するわけですか。どこどこを回るとか、あるいは、御省からここここに行くってこれというように形で指示されるのか、ここはどちらになるのでしょうか。

○藤沼課長補佐 実際に、各教育機関からのいつ派遣してほしいとかそういう受付は、この業者に直接行きます。それで、その業者の中でちゃんと日程管理をして、どこだったら回れるのか、どこだったら回れるのかというのを業者のほうでやっていただくということになります。ただ、こちらから言っているのは、特定の地区だけに偏るのではなくて、できるだけ全国満遍なく回れるようにしてくださいとか、そういったことは伝えてあります。

○稲生主査 大体平均的に。要は、300か所以上という形で目標設定になっているものですか。これを上回る御要望がいつもあるわけですか。逆に、翌年に回したりとかということも今までされてきたということになるわけですか。

○藤沼課長補佐 そうですね。やはり行けないところは行けないということになりますね。

○稲生主査 変な話、あくまでも仮定の話ですけれども、例えば200件ぐらいしか御要望がなければ、これは別に業者のほうでリスクをとって、100件営業をかけなければいけないかということにはならないのですか。

○藤沼課長補佐 業者のほうも、各教育機関にできるだけ呼びかけたりとかしていただいて、こういう事業をやっていますので、ぜひどうですかというのはしていただくし、当然、厚生労働省もうちの事業なので、いろいろなところへ行ったときに、できるだけアピールして、こういうところを利用してくださいというふうにはお願いはしていくということになります。

○稲生主査 もう一点、2ページ目のオ)の「実施方法」の最初の○ですけれども、厚生労働省が作成した資材を基調にというふうになっていて、新たに開発または準備した啓発資材とあって、恐らくDVDとか、あるいは薬物の危険性を、物か何かで新しくつくってやるとかいろいろ考えられるのですけれども、いわゆる現物みたいなものは実際どうするのですか。御省で何か貸し出すとか、何かサンプルみたいなものが貸し出されるとか、こういうイメージですか。つまり、業者がどこまで開発したりすればいいのかなというのが、素人なものですから、ちょっとわかっていないのですが、教材については、どういうふうになっているのでしょうか。

○藤沼課長補佐 教材はもう既に使用しているものがありまして、講演で使うようなPowerPointであったり、一緒に流すようなDVD、もう一つは、講師の人が直接いきなり言われても、マニュアルといいますか、これどおりに進めればできるような、そういう指導マニュアルみたいなものはもう既に準備しておりまして。これは今やっている事業者がいろ

いろ工夫をして、我々と協議してつくっていったところで、これを用いて今は事業をしているのですけれども、当然、事業が終了しましたら、これは厚労省に帰属いたしますので、我々のものになります。それを、同じ会社であれば別に構わないのですが、また、別の会社が落札された場合は、そのものを渡して、これでやってくださいと。ただし、内容については、数字が古かったりとかしますので、そこについては、また、新たに置き直していただいたり、あるいは、もっと工夫とかそういったことができるようであれば直していただくこともできます。ただ、それは勝手にやらないで、厚労省と相談しながら直していただくのは結構ですと、そういうことですね。

○稲生主査 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

○石田専門委員 確保されるべきサービスの質のところ、フェイスブックやツイッターで1万人以上ですね。あと、先ほどの教育機関300か所以上とあるのですが、今、業者が新しくなったし、さらに、年度の途中なので、途中の数字しかないと思うのですが、40ページにもありますが、今、298か所で、9月末で参加者数は何人になっているのですか。今ここは空欄になっています。

○加藤係長 9月現在の参加者数は、学校訪問等イベント訪問の合計で6万超の数字になります。

○石田専門委員 貸出も含めてですか。

○加藤係長 貸出も含めてです。

○石田専門委員 そうすると、あと半年あるから、10万人というのはそんなに高いハードルではないということですね。

○加藤係長 はい。

○石田専門委員 フェイスブック、ツイッターは26年度開設ということなので、4月1日開設ですか。

○加藤係長 これを実際に開設したのは5月になってからです。

○石田専門委員 今のフォロワー数は？

○加藤係長 9月末現在までの合計で、フォロワー等を含めた閲覧者数は19万になっています。

○石田専門委員 では、逆に、1万人以上というのは、ハードルとしてはすごく低いということですか。

○藤沼課長補佐 そうですね。まず入札に参加していただくというところはちょっとハードルを下げているのですが、ただ、その先の評価で提案があったところで、どういう内容かというところで、ちゃんと多く目標設定されているとか、実現可能ということであれば、そういったところがより点数が高くなる、そういったところで評価していくことになるのかなと思います。

○石田専門委員 5月開設で、半年経ってなくて、フォロワー等を含めた閲覧者数が19

万なのですね。なのに、1万人以上では、確保される質としては、余りにも低過ぎるのではないのでしょうか。19万にたいして1万だと5%ですね。もうちょっと上げてもいいのかなという気はします。

○藤沼課長補佐 そうですね。

○石田専門委員 今現在19万なのですね。

○小松専門委員 これはもうそんなに変わらないでしょう。今後減っていくわけではないから。

○石田専門委員 それを1万にしているというのは、どうなのでしょう。

それから、今までのアンケートではどんな感じだったのでしょうか。アンケートも、1と2で90%以上ですね。

○藤沼課長補佐 はい。

○加藤係長 これまでの結果であれば、全部90%以上にはなっています。

○石田専門委員 はい。

○藤沼課長補佐 今の1万人のフォロワー等の閲覧者の目標数のところについては、これも流動的に動いていますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○稲生主査 若干気になるところがあって、40ページの1.の「実施に要した経費」の「委託費定額部分」の内訳ですけれども、これをもう少しブレイクダウンしていただいたほうが、可能であればお願いをしたいなと思っています。要は、新規参入者の方はこれを見ていろいろ積算してくると思うのですけれども、「その他」が余りにも大き過ぎますので、ちょっと積算しづらいかなというのがあるので、可能であれば、今、内訳としては、啓発資材作成に関する経費とかいろいろ書いてはいるのですが、もし、内訳がもう2～3抽出できるのであれば、お願いできればなと思っていますので、どうでしょうか。

○藤沼課長補佐 それは「その他」の中に、例示的にこういったもの、こういったものということで、項目みたいなのをちょっと出すとか、そういった工夫ということですか。

○稲生主査 そうですね。

ちょっといろいろ帳簿を見ていただかないといけないと思いますので、可能であればということだと思います。

○藤沼課長補佐 実績とかを私も見てないので、持ち帰って、それで、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○稲生主査 はい。しかも、定額部分だから、これは業者さんが申告してないと中身をつかめない話だと思いますので、可能であればということで、御検討をお願いしたいと思います。

先ほどの2番の参加者数ですけれども、平成26年度を、括弧書きでも結構ですけれども、現状の把握されている人数をなるべく拾っていただいて、何月現在どれぐらいとかというのも、可能な範囲で御記載ください。この箱の中に書くのが不適切であれば、注意事項のところでも結構ですので、ちょっと御工夫をいただいて、要は、達成可能だということ

示していただければと思います。

○藤沼課長補佐 はい。

○稲生主査 それから、6ページの終わりから、確保されるべき質について、①②③とあって、②の7ページの1行目ですけれども、要は、ディスインセンティブの話で、委託費の減額があるということで、これ自体はディスインセンティブとしてよろしいかなと思っているのですが、ただ、1行目で「厚生労働省と協議した改善策」とあって、御省で協議しておきながら、失敗したら減額するのはちょっと理不尽な感じもするので、逆に言えば、基本的には、改善策も業者のほうで考えるということであれば、この「厚生労働省と協議した」はなくてもいいのではないかと思いますので、要は、改善策を実行してもだめだったということであれば減額ということで、シンプルにしてしまったほうがむしろよろしいのではないかなと思いました。これも御検討いただければと思います。

○藤沼課長補佐 はい。

○稲生主査 それから、もう一点ですけれども、9ページの5.「入札に参加する者の募集に関する事項」の(1)で、入札説明会が1月中旬で、質問受付期限も1月中旬で、即座に質問をするのは結構しんどいと思いますので、せめて、1月下旬ぐらいまでは質問期間、つまり、1週間ぐらい考えて、皆さんわからないところが出てくるとと思いますので、もうちょっと繰り下げたほうがいいのではないかなと思いますので、この質問受付期限については、可能であれば、もうちょっと遅くしてあげるといいのではないかなと思いましたので、御検討をお願いできればと思います。

○藤沼課長補佐 はい。

○稲生主査 細かいですが、私からは以上でございます。

○石田専門委員 40ページですが、教育機関の従来の300か所を保ってくださいと言って、その内訳は業者さんに任せるような形ですね。でも、実際に行ったら謝金が発生するわけですね。そうすると、上の謝金が固定されるといいますか、業者が入札するとき、余り謝金を払いたくなければ。謝金というのは定額ではないですか。1回行くと2万とか3万とか。そうすると、逆に、アバウトにするよりは、必ず謝金が発生する所に100か所は行ってくださいよとか、150か所は行ってくださいよと言わないと、業者さんは謝金を節約するためには、貸出を増やせばいいのですね。でも、本当だったら対面でやってほしいというのはあるわけですね。そこがちょっとアバウトなので、最低150は行ってくださいとか、200行ってくださいというのは、御省で考えて提示していただいたほうが良いような気がします。ここで金額を下げられると本末転倒だという気がちょっとしたもので、どうなのですかね。

○藤沼課長補佐 6ページの先ほどの質の担保のところですね。①に目標を掲載させていただいてまして。①の訪問箇所数を年間300か所と書いてありますので、必ず、これは最低限訪問しなければいけないというのをここで担保させていただいているということです。

○石田専門委員 でも、それは資材の貸出を含むのですね。

○小松専門委員 それは参加者です。

○石田専門委員 参加者は、資材の貸出を含むけれども、行くのは300か所行ってくださいということですか。

○藤沼課長補佐 そうということですか。

○石田専門委員 これだと、謝金すごく安いですね。

○小松専門委員 逆に言えば、業者は300か所ぎりぎりにして、あと、貸出で稼ぐというのが一番効率的なわけですね。だから、こういう仕組みだと、そういう意味で増やす方向のインセンティブが働きにくくなってしまっているのですね。旅費に関しては別ですよとか、謝金に関しては別ですよとかいう話であれば、どんどん増やしていけばいいということになるけれども、予算が限られていて、箇所数を増やすのは自分で首を締めるようなものですから、これは仕組みとしては、余りうまくないなというふうになんかちょっと思っていました。

これは参考で、聞き流していただいて結構なのですが、さっき、バスを活用してやっていたのでたくさん回れたという話をされていたのですが、だとすると、そのバスを御省で用意されて、それを業者に貸与して、運行も任せて運営させるというような事業の仕方もあり得るような気がするのですね。それだとすれば、業者は別にバスを用意する必要はないわけで、所有は全部厚生労働省だということであれば、そのケアだけ、メンテナンスだけやればいいということだと、割にやりやすいのではないかなと、今ちょっと思いついたのですが、そういう形態もお考えいただいたらいいのではないかなと思います。ちょっとちらっと思ったので、御参考までに。

○藤沼課長補佐 ありがとうございます。

1つ目の謝金とかの表現の仕方ですが、別紙4の40ページで、こういうふうに金額がそれぞれ明記されているので、こういうふうに書いてしまうと、例えば謝金がこの金額の範囲内とかという、そういう縛りがかかってしまって、多分なかなか融通がきかなくなってしまうというお話だったと思うので、そういったことも含めて、ここの見せ方を少し検討させていただければと思います。

もう一つは、今のバスのお話ですが、厚労省が持つという考え方も1つあるのですが、実は、バス自体を購入するのに1台6,000万とかかかっているということで、そうになると、そのバスをどこに置くのかとかいろいろ問題がありまして。あと、燃料費をどうするか。燃料費は業者に持っていればいいのかと思うのですが、そのバスが例えば10万キロを超えたりとかして、ちょっと故障がちになったときに、次の新しいものを予算つけて買うのかとか、いろいろな課題がちょっとありまして、なかなか現実的ではないなという話もありまして、それで、今回のようないろいろな方法に。

○小松専門委員 民間だと、例えばリースにするとか、お金はそんなに安くなるわけではないのですが、リースにしてしまえば、所有はリース会社で、厚労省の負担でバスを借りるということになりますね。その部分は委託費の中に入れてしまっても構わないよ

うなことがあるので、方法は何かあるような気はするのですけれどもね。いろいろな手法を検討されればいいのではないかと思います。

○藤沼課長補佐 ありがとうございます。

今後の進め方とかということも含めて、参考にさせていただければと思います。

○小松専門委員 あるいは、バス会社に寄付してもらうとか。要するに、車体に何とか提供と書けばいいだけで、日本財団が割に寄付されていますね。ああいう手法をちょっとお考えになってもいいのではないかなと思います。

○藤沼課長補佐 ありがとうございます。

そこら辺も含めて、今後ちょっと検討させていただければと思います。

○稲生主査 それでは、時間がまいりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

いろいろ細かいことが出てまいりましたけれども、事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

厚生労働省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。